農林水産省設置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

〇農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号) (第一条関係) (傍線の部分は改正部分)

十四 農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のう	七~十三 (略)		増進、改善及び調整に関すること。	六 飲食料品 (酒類を除く。) 及び油脂の生産、流通及び消費の		第四条 (略)	(所掌事務)	附則	第三節・第四節(略)			第二節削除	第一節 (略)	第四章 外局	第一章~第三章 (略)	目次	改正案
	七~十三 (略)	び調整に関すること。	ものを除く。)及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及	六 飲食料品 (酒類及び主要食糧である農産物を主な原料とする		第四条 (略)	(所掌事務)	附則	第三節・第四節 (略)	第二款 地方支分部局(第二十七条・第二十八条)	第一款 任務及び所掌事務(第二十四条 第二十六条)	第二節 食糧庁	第一節 (略)	第四章 外局	第一章~第三章 (略)	目次	現

第十八条 第十七条 本省に、 五十三 る事務を分掌する。 二十三~五十二 (設置) 五十四~八十七 十五~二十二 (削る。) (削る。) (削る。) (地方農政局) 地方農政局 北海道統計・情報事務所 北海道農政事務所 び環境省の所掌に係る農薬の安全性の確保に関することを除く ち生産過程に係るものに関すること (食品衛生に関すること及 第四条第三号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、 地方農政局は、 (略) (略) 次の地方支分部局を置く。 (略) (略) 農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げ 第十八条 第十七条 本省に、 五十四 五十五 五十三 る事務を分掌する。 二十三~五十二 <u>-</u> + -(設置) 五十六~ 八十九 十四~二十一 (地方農政局) 地方農政局 生産、流通及び消費の増進、 調整に関すること。 北海道統計情報事務所 にあっては、環境省の所掌に属するものを除く。 医薬部外品及び医療用具の安全性の確保に関すること (農薬 第四条第三号から第十号まで、第十三号、 主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、 地方農政局は、農林水産省の所掌事務のうち、次に掲げ 肥料、 主要食糧を主な原料とする飲食料品 (酒類を除く。 (略) 農薬、 (略) 次の地方支分部局を置く。 (略) (略) 飼料及び飼料添加物並びに動物用の医薬品 改善及び調整に関すること。 第十四号、 改善及び 第十六 の

	める。
3 統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。	3 地方農政事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定
2 統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。	2 地方農政事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。
	事務所を置く。
統計情報事務所を置く。	事務を除く。)の一部を分掌させるため、所要の地に、地方農政
三号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に、地方農政局の	号までに掲げる事務並びに前条第一項第二号及び第三号に掲げる
第十九条 地方農政局の所掌事務のうち、前条第一項第二号及び第	第十九条 地方農政局の所掌事務 (第四条第四十六号から第四十八
(統計情報事務所及び地方農政局又は統計情報事務所の出張所)	(地方農政事務所)
3 (略)	2 (略)
その他の事務につき必要な指示を行う事務を分掌する。	
事務のうち食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査	
2 地方農政局は、前項に規定するもののほか、食糧事務所の所掌	(削る。)
整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。	供に関すること。
三の農林水産省の所掌事務に係る調査資料その他の情報の収集、	三 農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提
二 (略)	二 (略)
	四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務
十九号に掲げる事務	で、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限る。)、第五十
に限る。)、第三十七号、第四十号から第五十号まで及び第八	係るものに限る。)、第三十七号、第四十号から第五十一号ま
。)、第三十五号(農業信用基金協会の業務の監督に係るもの	のに限る。)、第三十五号(農業信用基金協会の業務の監督に
、第三十号、第三十一号、第三十四号(助成に係るものに限る	八号まで、第三十号、第三十一号、第三十四号 (助成に係るも
)、第二十一号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで	に限る。)、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十
に係るものに限る。)、第二十号(獣医療に係るものに限る。	の衛生に係るものに限る。)、第二十一号 (獣医療に係るもの
号から第十八号まで、第十九号(病虫害の防除及び家畜の衛生)	第十七号から第十九号まで、第二十号 (病虫害の防除及び家畜

	る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務を
	十四号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限
	、第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第
	第二十条の二 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち
	(北海道農政事務所)
	掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。
	4 地方農政局の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所
	の地に、地方農政局の統計・情報センターを置くことができる。
	項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要
	3 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第十八条第一
2 (略)	2 (略)
らの支所を置くことができる。	らの支所を置くことができる。
ため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれ	ため、所要の地に、地方農政局の事務所若しくは事業所又はこれ
項第二号及び第三号に掲げる事務を除く。) の一部を分掌させる	第四十六号から第四十八号までに掲げる事務の一部を分掌させる
第二十条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務 (第十八条第一	第二十条 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第四条
(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)	ンター)
	(事務所若しくは事業所若しくはこれらの支所又は統計・情報セ
域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。	
5 地方農政局又は統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区	
きる。	
の地に、地方農政局又は統計情報事務所の出張所を置くことがで	
4 農林水産大臣は、第一項の事務の一部を分掌させるため、所要	

(削る。) 水産省に、次の外局を置く。 第二十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、農林	管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。 2 北海道統計・情報事務所の統計・情報センターの名称、位置、の統計・情報センターを置くことができる。 の一部を分掌させるため、所要の地に、北海道統計・情報事務所	第二十二条 農林水産大臣は、北海道統計・情報事務所の所掌事務(北海道統計・情報事務所の統計・情報センター)。	。	一 (略) うち、次に掲げる事務を分掌する。 第二十一条 北海道統計・情報事務所は、農林水産省の所掌事務の(北海道統計・情報事務所)	3 北海道農政事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。2 北海道農政事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。分掌する。
食糧庁水産省に、次の外局を置く。水産省に、次の外局を置く。第二十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、農林	事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。 2 北海道統計情報事務所の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌張所を置くことができる。 一部を分掌させるため、所要の地に、北海道統計情報事務所の出	第二十二条 農林水産大臣は、北海道統計情報事務所の所掌事務の(北海道統計情報事務所の出張所)3 北海道統計情報事務所の内部組織は、農林水産省令で定める。	2 北海道統計情報事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定整理及び分析並びにその結果の提供に関すること。	一 (略) ち、次に掲げる事務を分掌する。 ち、次に掲げる事務を分掌する。 第二十一条 北海道統計情報事務所は、農林水産省の所掌事務のう (北海道統計情報事務所)	

林野庁

水産庁

第__節 削除

第二十四条から第二十八条まで 削除

林野庁

水産庁

第二節 食糧庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第二十四条 食糧庁の長は、 食糧庁長官とする。

(任務)

第二十五条

食糧庁は、

主要食糧の需給及び価格の安定並びに主要

務とする。

食糧を主な原料とする飲食料品の安定供給の確保を図ることを任

第二十六条 (所掌事務) 食糧庁は、 前条の任務を達成するため、

ら第五十七号まで、 第五号、第九号から第十二号まで、第三十四号、第五十一号か 第八十七号及び第八十九号に掲げる事務をつ

かさどる。

第二款 地方支分部局

(食糧事務所)

第二十七条 食糧庁に、地方支分部局として、食糧事務所を置く。

2 食糧事務所は、食糧庁の所掌事務の全部又は一部を分掌する。

3 農林水産大臣は、 前項の事務のほか、 食糧事務所に、 農林水産

省の所掌事務のうち、 食品の生産及び流通の改善及び調整のために行う調査その他 次に掲げる事務を分掌させることができる

第四条第四号

(所掌事務)

十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号までに、第三号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第二十四号、第三十二号、第二十四号、第三十五号(農林漁業信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査・、第三十二号、第三十四号、第三十一条・林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号(第1

掲げる事務をつかさどる。

の事務

定による交付金の交付に関する事務二 大豆交付金暫定措置法(昭和三十六年法律第二百一号)の規

4 食糧事務所は、前項各号に掲げる事務については、農林水産省

林野庁長官又は水産庁長官の指揮監督を受けるものとする。の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長、

| 5|| 食糧事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。|

6 食糧事務所の所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める

0

(支所)

第二十八条 農林水産大臣は、食糧事務所の所掌事務を分掌させる

2 食糧事務所の支所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、

ため、

所要の地に、

食糧事務所の支所を置くことができる。

林水産省令で定める。

(所掌事務)

| 大八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに | 十八号から第六十九号まで及び第八十六号から第八十九号までに | 三十五号(農林漁業信用基金の業務の監督(業務及び会計の検査 | 三十五号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、第 | 第三十一条 | 林野庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号 | 掲げる事務をつかさどる。

農

び第八十七号に掲げる事務をつかさどる。	号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで、第八十六号及	(業務及び会計の検査を除く。)に係るものに限る。)、第四十	三十五号 (漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務の監督	第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第	、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、	第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号 第三十八条	(所掌事務)
第八十九号に掲げる事務をつかさどる。	号、第四十九号、第七十号から第八十六号まで、第八十八号及び	(業務及び会計の検査を除く。)に係るものに限る。)、第四十	三十五号(漁業信用基金協会及び農林漁業信用基金の業務の監督	第五号、第九号から第十二号まで、第三十三号、第三十四号、第	、第三号(業務及び会計の検査に係るものを除く。)、第四号、	第三十八条 水産庁は、前条の任務を達成するため、第四条第二号	(所掌事務)

4 農林水産大臣は、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務の「部を分掌さったが、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の「部を分掌さ位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定め、「市報センターを置くことができる。」 「位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定め、市報センターを置くことができる。」 「位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定め、市報を対象の一部を分掌さる。」 「位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定め、市場では、地方農政局又は地方農政事務所の所掌事務のる。」		号までこ号げる事務を全く。この一部を分掌させるため、所要の第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。 第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。 (地方農政事務所及び地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センター) (設置)	第二条による改正
	2・3 (略) 事務所を置く。	号までこ号げる事務が 第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。 第十七条 本省に、次の地方支分部局を置く。 (地方農政事務所) (地方農政事務所)	第一条による改正後

(北海道統計・情報事務所)	
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
	供に関すること。
[[元]	三の農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提
	要な調査に関すること。
<u> </u>	産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必
水	二 農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水
	事務
6 分掌する。	に限る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる
の る。)、第五十四号、第五十五号及び第八十七号に掲げる事務を	第十四号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るもの
十四号、第五十一号、第五十二号(納付金の徴収に係るものに限	一第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、
、第四条第四号から第六号まで、第九号、第十号、第十三号、第	次に掲げる事務を分掌する。
第二十条の二 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち	第二十一条 北海道農政事務所は、農林水産省の所掌事務のうち、
(北海道農政事務所)	(北海道農政事務所)
掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。	
4 地方農政局の統計・情報センターの名称、位置、管轄区域、所	(削る。)
の地に、地方農政局の統計・情報センターを置くことができる。	
項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させるため、所要	
3 農林水産大臣は、地方農政局の所掌事務のうち、第十八条第一	(削る。)
2 (略)	2 (略)
第二十条 (略)	第二十条 (略)
ンター)	(事務所若しくは事業所又はこれらの支所)
(事務所若しくは事業所若しくはこれらの支所又は統計・情報セ	

事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。 第二十一条 北海道統計・情報事務所の統計・情報を分掌する。 一 農林水産大臣は、北海道農政事務所の統計・情報センターを置くことができる。 一 農林水産者の所掌事務に係る統計の作成及び 一 農林水産者の所掌事務に係る統計の作成及び 一 農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び 一 とができる。		
農政事務所の統計・情報センターの名称、位置、管轄区 2 北海道統計・情報できる。 農政事務所の統計・情報センター)	管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。	域、听掌事務及び为部組織は、農林水産省令で定める。
できる。 第二十一条 北海道統計・情報センターを置 の統計・情報センターできる。 第二十二条 農林水産業及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させる の一部を分掌させる の統計・情報 第二十二条 北海道統計・情報 第二十二条 北海道統 第二十二条 北海道統計・情報 第二十二条 北海道統計・計 計計・計 北海道統計・計計・計計・計計・計計・計計・計計・計計・計計・計計・計計・計計・計計・計	2 北海道統計・情報事務所の統計・情報センターの名称、	位 置、
要の地に、北海道農政事務所の統計・情報センターを置め、大学させると、北海道農政事務所の統計・情報を対する。 一、農林水産省の所掌事務に関すること。 一、農林水産省の所掌事務に関すること。 一、農林水産省の所掌事務に関する。 一、農林水産省の所掌事務に関する。 一、農林水産省の所掌事務に関する。 一、農林水産省の所掌事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に関する。 一、農林水産省の所常事務に対象に関する。 一、農林水産省の所常事務に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に		くことができる。
「項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させる 第二十二条 農林水産 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	の統計・情報センタ	
農政事務所の統計・情報センター) (北海道統計・情報を) (北海道統計・精神・神神・神神・神神・神神・神神・神神・神神・神神・神神・神神・神神・神神・	の一部を分掌させるため、所要の地に、	、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務の一部を分掌させる
農政事務所の統計・情報センター) (北海道統計・情報 一 農林水産業及び (北海道統計・情報 一 農林水産業及び (北海道統計・情報 一 農林水産業及び (北海道統計・情報	第二十二条 農林水産大臣は、北海道統計	
第二十一条 北海道統計・情報 つち、次に掲げる事 一 農林水産省の所掌事務に 一 農林水産省の所掌事務に 一 農林水産省の所掌事務に 一 農林水産省の所掌事務に 一 農林水産省の所	(北海道統計・情報事務所の統計・情報センター)	(北海道農政事務所の統計・情報センター)
第二十一条 北海道統計・情報 第二十一条 北海道統計・情報 第二十一条 北海道統計・情報 第二十一条 北海道統計・情報 第二十一条 北海道統計・情報 1	°	
第二十一条 北海道統計・情報 2 北海道統計・情報 2 北海道統計・情報 2 2	北海道統計・情報事務所の内部組織は、	
2 北海道統計・情報	°	
供に関すること。	北海道統計・情報事務所の位置及び管轄区域は、	
二 農林水産省の所要な調査に関する 一 農林水産業及び 一 農林水産業及び 一 農林水産業及び 一 農林水産業及び 一 農林水産業及び	供に関すること。	
要な調査に関する 一 農林水産業及び 一 農林水産業及び 第二十一条 北海道統	整理、	
産省の所掌事務に一農林水産業及び一農林水産業及び第二十一条・北海道統	要な調査に関すること。	
一 農林水産業及び 一 農林水産業及び つち、次に掲げる事	産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必	
うち、次に掲げる事務を分掌する。 第二十一条 北海道統計・情報事務所は、	農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水	
第二十一条 北海道統計・情報事務所は、	うち、次に掲げる事務を分掌する。	
	第二十一条 北海道統計・情報事務所は、農林水産省の所掌事務の	(削る。)

	改正	案		現行	
附則			附則		
第二十八条 人権擁	人権擁護法(平成十五年法律第	号)の施行の日			
が農林水産省設置	が農林水産省設置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第	: (平成十五年法律第			
号)の施行の	号)の施行の日後となる場合には、人	人権擁護法の施行の日の			
前日までの間にお	前日までの間における第二十三条の規定の適用については、	適用については、同条			
中「九十六以内」	中「九十六以内」とあるのは、「九十七以内」とする。	内」とする。			
別表第一			別表第一		
省	委員会	庁	省	委員会	庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農林水産省		(削る。)	農林水産省		食糧庁
		林野庁			林野庁
		水産庁			水産庁
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号) (附則第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2 (略)	二 (略)	査印紙売りさばき所	道農政事務所又は農林水産大臣が委託する者が設ける農産物検	農産物検査印紙 地方農政局、地方農政事務所若しくは北海	おいて売り渡すものとする。	第四条の各号に掲げる印紙は、それぞれ当該各号に定める所になっ	改正案
2 (略)	二 (略)		が設ける農産物検査印紙売りさばき所	農産物検査印紙 食糧事務所又は農林水産大臣が委託する者	おいて売り渡すものとする。	第四条 次の各号に掲げる印紙は、それぞれ当該各号に定める所に	現

は、「は、「は、」」というでは、「は、」には、「は、」」というでは、「は、」」には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	ついて、食糧事務所長その他の政令で定める行政機関登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必理。
な事項について、地方農政局長、地方農政事務所長、北海道農政第二十七条 登録検査機関は、品位等検査の適正な実施のため必要 第	ついて、食糧登録検査機
事務所長その他の政令で定める行政機関に照会することができる	照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当
。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査	
機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずる	他必要な措置を講ずるものとする。
ものとする。	2 (略)
2 (略)	

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号) (附則第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

することができる。 することができる。 前項の規定により地方農政局長に委任された権限は、農林水産		めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務 める	この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定 2 -	第七十六条 (略) 第七-	(地方公共団体が処理する事務等)	改正案
	ි	めるところにより、その一部を食糧事務所長に委任することがで	農林水産省令で定 2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定	第七十六条 (略)	地方公共団体が処理する事務等)	現

Ī	Ŧ
(総合事務局の所掌事務等)	(総合事務局の所掌事務等)
第四十四条 沖縄総合事務局 (以下「総合事務局」という。) は、	第四十四条 沖縄総合事務局 (以下「総合事務局」という。) は、
内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び	内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第十八号、第二十号及び
第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌	, 第二十二号に掲げる事務並びに沖縄に係る次に掲げる事務を分掌
する。	する。
	一 (略)
二 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) 第四条第三	二 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) 第四条第三
号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)、	号に掲げる事務(地方農政局の所掌に属するものを除く。)、
同条第五十八号、第六十二号から第六十四号まで、第六十六号	同条第六十号、第六十四号から第六十六号まで、第六十八号、
、第六十八号、第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及	第七十号、第七十一号、第七十七号から第七十九号まで及び第
び第八十号から第八十三号までに掲げる事務並びに次に掲げる	八十二号から第八十五号までに掲げる事務並びに次に掲げる事
事務	務
	イ~ホ (略)
2 (略)	2 (略)
附則	附則
(官房及び局の数の特例)	
第五条の二 国家行政組織法第二十八条の規定が適用される間にお	
ける第六十六条の規定の適用については、同条中「九十六以内」	•
とあるのは、「九十七以内」とする。	

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)(附則第九条関係) (傍線の部分は改正部分)

十二号		
杯		
〜四 (格)		一~四(烙)に改める。
第二十二条(次に掲げる法律の規定中「医療用具」を「医療機器」	医療用具」を「医療機器」	第二十二条 次に掲げる法律の規定中「医療用具」を「医療機器」
附則		則
現	案	改正

独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成十四年法律第百三十二号) (附則第十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	人北方領土問題対策協会」に改める。	第四条第七十九号中「北方領土問題対策協会」を「独立行政法	を次のように改正する。	第十一条 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号)の一部 第	(農林水産省設置法の一部改正)	附則	改正案
	人北方領土問題対策協会」に改める。	第四条第八十一号中「北方領土問題対策協会」を「独立行政法	を次のように改正する。	第十一条 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号)の一部	(農林水産省設置法の一部改正)	附則	現